

研究費による学会・研究会参加に伴う「臨時的な託児関連費用」の執行について (再)

本大学では、男女共同参画・ワークライフバランスの実現に取り組むことの一環として、産前産後休暇、育児休業および介護休業中における研究費の執行や申請および受入を一定条件のもと認めるなど柔軟な運用を進めているところですが、育児と研究活動の両立が困難な場合（未就学児や小学校低学年の子どもを養育する教員・研究者のうち配偶者が常態的にフルタイムで働いている、または一人親で日常的に養育を担っている教員・研究者）を主として想定し、研究費による学会・研究会参加に伴う「臨時的な託児関連費用」の執行の取扱いを整理します。

1. 執行可能な対象研究費および対象者について

「研究費執行ガイドブック」に基づき各リサーチオフィスが予算管理する以下研究費を保有する本大学所属の教員・研究者

- ・ 文部科学省・日本学術振興会「科学研究費助成事業－科研費－」の直接経費
- ・ 臨時的な「託児関連費用」の執行について、事業元使用ルール等において支出対象から除外されていない外部資金
- ・ 研究高度化推進制度（研究推進プログラム（科研費獲得推進型）等）
- ・ 研究環境整備費
- ・ 個人研究費（資料費）、個人研究費（研究旅費）

※産前産後休暇、育児休業および介護休業中は、出張自体が認められませんので、上記研究費であっても当該経費は執行できません。

2. 対象とする学会・研究会参加について

上記研究費の研究課題の遂行上必要な学会・研究会参加のうち、土日（普段子どもが通園する幼稚園、保育園の閉所期間含む）開催や宿泊を要する参加であって、臨時的な託児サービスを利用せざるを得ない事情がある場合

3. 執行可能な「臨時的な託児関連費用」について

(1) 日常的に必要な託児料以外で臨時的に必要な託児料

執行上の留意点

①学会・研究会が提供する臨時託児サービス

- (a) 請求書・納品書または領収書
- (b) 学会・研究会が提供する臨時託児サービスであることが確認できる資料
〔例、学会・研究会要項、託児利用の申込書（控）・メール〕

②学会・研究会開催地（滞在先）にある託児サービス

- (a) 請求書・納品書または領収書
- (b) 当該託児サービスであることが確認できる資料
〔例、託児所ホームページ画面コピー、託児利用の申込書（控）・メール〕

③居住地にある託児サービス

- (a) 請求書・納品書または領収書
- (b) 当該託児サービスであることが確認できる資料
〔例、託児所ホームページ画面コピー、託児利用の申込書（控）・メール〕
- (c) 日常的に必要な託児料以外であるはないことが確認できる資料（(a) (b) で確認できる場合は不要）
〔例、深夜保育や休日保育などの内訳〕

(2) (1) ①②③の託児サービスの提供を受ける子どもの旅費

執行上の留意点

出張者の学会・研究会参加期間と同日数分の旅費（交通費、宿泊費）を実費払いすることができます（日当は支給しません）。

- ※ 交通費の起点は子どもの居住地の最寄り駅とします。
- ※ 宿泊費は1夜につき規定額を上限とし、領収書（あるいは宿泊証明書）に子どもの氏名が明記されているものがが必要です。
- ※ 子どもの出張申請・報告の手続きは不要ですが、出張者の出張申請・報告では、子どもを同伴した出張である旨を記入してください。

但し、学会・研究会に組み込まれている子ども参加型企画（ワークショップ等）に参加する場合に限り帯同する子どもの旅費は、（託児サービスの利用がなくとも）執行することもできます。この場合は、子ども参加型企画への参加や実施が確認できる資料（例、子ども参加型企画の利用申込書（控）、メール、学会・研究会実施要項）も提出してください。

3. 給与課税について

- ・ 「臨時的な託児関連費用」は本来本人が負担するべきものであって、研究費よりこれに充てた場合は給与課税となります。
- ・ 非課税扱いである個人研究費（資料費）から当該費用に充てた金額も課税扱いに変更になりますのでご注意ください。

4. その他留意点について

- ・ 「臨時的な託児関連費用」は、社会通念上、給与や児童手当等により支弁することが適当と考えられる日常的な「託児費用」とは混同することがないようにご留意いただき、教員・研究者自身が説明責任を果たせるよう適切に対応することが求められます。
- ・ 今後の利用状況等により、「臨時的な託児関連費用」の執行の取扱いを変更する場合は研究部 HP 等でお知らせします。

以上